

輸出入取引法施行令第 11 条に基づく税関長に対する権限委任について

輸出取引注意事項 43 第 49 号 (43 . 8 . 23)

上記の件について、下記のとおり委任されたのでお知らせします。

なお、「輸出入取引法施行令第 11 条に基づく税関長に対する権限委任について」(昭和 31 年 3 月 22 日付け 31 通第 475 号輸出取引注意事項 31 第 4 号) は廃止する。

記

輸出者の責に帰することのできない止むを得ない事由がある場合であって、輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令 (昭和 30 年通商産業省令第 54 号。以下「省令」という。) 第 3 条第 2 項の規定により省令第 1 条第 1 項の承認の有効期間を、次の第 1 号に掲げるときにあっては同号の有効期間の満了の日の翌日から起算して 1 月の範囲内、第 2 号に掲げるときにあっては同号の有効期間の満了の日の翌日から起算して 1 週間の範囲内において、それぞれ延長する権限

- 1 経済産業大臣の定めた有効期間または経済産業大臣が有効期間を延長した場合において通算した有効期間が 3 月以上であるとき。
- 2 前号以外の有効期間であるとき。